

福岡県立学校に配置する自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書

1 機器構成（1セット）

（１）自動体外式除細動器（AED）本体 1台

（２）自動体外式除細動器（AED）付属品（下記以外に標準付属品を含む）

- ① バッテリー 1個
- ② 本体収納ケース 1個
- ③ 電極パッド（成人・小児兼用）2組（本体接続分1組、本体収納用予備1組）
- ④ 除細動補助具 1式
 - ・ 蘇生用マウスピース
 - ・ 感染防止用グローブ
 - ・ ペーパーナプキン（タオル・ガーゼ可）
 - ・ 除毛（脱毛）用具
 - ・ 着衣除去用ハサミ

（３）AED表示ステッカー 1枚

2 機器の規格等

（１）自動体外式除細動器（AED）本体

- ① 医療機器として薬機法上の承認を得ていること。
- ② JRC蘇生ガイドライン2025又は2020に対応している機器であること。
- ③ 非医療従事者の使用が認められている機器であること。
- ④ 除細動出力波形は二相性波形であること。
- ⑤ IP55以上の防塵・防水性を有すること。
- ⑥ 自己診断機能（1日1回以上）を有し、異常があれば音声等で知らせる機能を有すること。
- ⑦ 納入する全セットは、同一の遠隔監視システムにより、①本体の状態、②バッテリーの残量、③消耗品の交換時期を、3項目ともにWeb上で確認することができ、異常がある場合はAED配置校及び福岡県教育庁教育振興部高校教育課に電話又は事前に登録したメールアドレスへのメール送信により報告すること。なお、それに係る費用は無償とすること。
- ⑧ 電極パッドは成人、小児兼用とし、本体の切替スイッチや小児用キー等で成人、小児の切り替えが可能であること。
- ⑨ AEDの使用方法・操作手順について、日本語の音声ガイダンス機能を有すること。
- ⑩ 上記⑨に加え、AED本体と連動する液晶画面によりイラストと文字で手順を指示する機能を有すること。
- ⑪ オートショック機能を有すること。
- ⑫ 機器の待機・動作時における使用環境条件は0℃～50℃の範囲以上であること。

(2) 自動体外式除細動器（AED）付属品

- ① 本体収納ケースは本体を保護し、持ち運びが容易であること。
- ② 除細動補助具は収納袋等に収納し、本体と一体で保管・使用できること。

(3) AED表示ステッカー

- ① 大きさはA4サイズ程度のものとし、壁等に貼り付けられるものであること。
- ② ステッカーは各配置校の職員が任意の場所に貼り付けるものとする。

3 納入数

31セット

4 機器の設置場所

別紙2「AED配置校一覧」のとおり

5 契約期間

令和8年11月1日～令和13年10月31日

6 その他

- (1) 機器は新品であることとし、AED本体の保証期間は、本体設置から5年以上であること。
- (2) 県及び配置校の責めに帰することができない機器の故障は、速やかに無償で修理を行うこと。
- (3) 付属品のうちバッテリーや電極パッド等の消耗品は、各消耗品の使用期限までに契約業者の費用負担で各配置校において新品と交換すること。
- (4) (3)の電極パッドについて、機器を実際に使用したときは、配置校からの連絡後2営業日以内に、契約業者の費用負担で各配置校において新品と交換すること。なお、契約業者の費用負担で交換する電極パッドの組数は、契約期間中に5組を限度とする。

また、機器を使用した場合の解析結果データを必要とする場合は、2営業日以内に提出すること。

- (5) 機器は、令和8年10月29日（木曜日）に福岡県千代合同庁舎（福岡市博多区千代1丁目20-31）において機器の使用方法等について説明会を実施の上、一括して納入後、各学校の担当者が各配置校へ持ち帰るものであること。
- (6) 賃貸借期間満了時の既存機器の引き取りは、各配置校の担当者がそれぞれの配置校から当課指定の場所（最大6箇所）に持ち寄り、契約業者の費用負担で、契約業者が回収するものであること。